

個人情報の取扱いに関する協定書

周南市（以下「発注者」という。）と受注者は、ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数ウェブサイト管理業務（以下「業務」という。）を受注者が実施するにあたり、受注者が取り扱う個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の保護及び管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（個人情報の取扱い）

第1条 受注者は、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、個人情報を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者が、当該従事に当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、業務の提供が終了した後においても、同様とする。

（目的外の収集又は利用の禁止）

第3条 受注者は、個人情報の収集又は利用を、業務提供の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の制限）

第4条 受注者は、個人情報が記録された資料等（以下「個人情報記載資料」という。）を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第5条 受注者は、個人情報記載資料を業務の範囲を超えて発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（適正管理）

第6条 受注者は、個人情報記載資料を毀損及び滅失することがないよう適正な管理に努めなければならない。

（個人情報記載資料の返還等）

第7条 受注者は、個人情報記載資料を業務の提供が終了した場合は、速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示によるものとする。

（報告等の義務）

第8条 受注者は、個人情報記載資料の内容を漏えいし、毀損又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第9条 発注者は、受注者がこの協定の規定に反したことにより発注者に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、発注者受注者それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 周南市
周南市長 藤井 律子

受注者